

第 7 回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成 2 3 年 8 月 2 3 日提出

1. 件数 4 件

【内訳】 議案 3 件（条例関係 2 件、その他 1 件）
報告 1 件（専決処分 1 件）

2. 議案の要旨

議案第 6 5 号	南相馬市東日本大震災等による被災者に対する市税等の減免に関する条例制定について
-----------	---

【趣旨】

東日本大震災等による被災者の市税等の負担軽減を図るため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 市民税の減免

(1) 個人市民税の減免

- ① 東日本大震災により次の表の事由に該当することとなった場合、税額と同表の右欄の割合を乗じて得た額を減免

事 由	減免の割合
死亡又は行方不明となった場合	1 0 分の 1 0
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	1 0 分の 1 0
障がい者となった場合	1 0 分の 9

- ② 東日本大震災又は原子力災害による失業等（定年退職・自己都合による退職を除く。）又は個人事業等の休業等・廃業に伴い、平成 2 2 年中における合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下で、かつ、平成 2 3 年中の合計所得金額が平成 2 2 年中の合計所得金額に比して 1 0 分の 3 以上減少した場合、税額に次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減免

平成 2 2 年の合計所得金額	減免の割合
3 0 0 万円以下のもの	1 0 分の 1 0
3 0 0 万円を超え 4 0 0 万円以下のもの	1 0 分の 8
4 0 0 万円を超え 5 5 0 万円以下のもの	1 0 分の 6
5 5 0 万円を超え 7 5 0 万円以下のもの	1 0 分の 4
7 5 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下のもの	1 0 分の 2

- ③ 東日本大震災により居住する住宅について受けた損害の程度が、次の表の左欄に該当することとなった世帯に属する場合、当該個人市民税の税額に同表の右欄の割合を乗じて得た額を減免

損壊の程度	減免の割合
全壊・大規模半壊	10分の10
半壊	10分の5

- (2) 法人市民税の減免

東日本大震災によりその主たる業務に供する建物等について受けた損害の程度が、次の表の左欄に該当することとなった法人（平成23年1月から平成23年12月までに決算期を迎える法人に限る。）の場合、法人市民税の均等割相当額について、均等割相当額に同表の右欄の割合を乗じて得た額を減免

損壊の程度	減免の割合
全壊・大規模半壊	10分の10
半壊	10分の5

- (3) その他

個人市民税につき、2以上の減免規定に該当するときは、最も減免の割合の大きいものを適用

2 固定資産税の減免

法令に定めるもののほか、固定資産税の納税義務者（納税承継人及び相続人を含む。）が所有する固定資産に係る固定資産税の全額を免除

《イメージ図》

区 分	土 地	家 屋	償却資産
警戒区域	地方税法による課税免除		減免条例による減免
計画的避難区域			
緊急時避難準備区域			
津波による被害区域			
特定避難勧奨地点	減免条例による減免		
その他の区域			

3 軽自動車税の減免

警戒区域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の全額を免除

4 国民健康保険税の減免

(1) 死亡等による減免

主たる生計維持者が次のいずれかに該当することとなったときは、その世帯における納税義務者に対する保険税の全額を免除

- ①東日本大震災により死亡し又は重篤な疾病を負ったとき。
- ②東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明であるとき。

(2) 収入減による減免

東日本大震災により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の条件の全てに該当する世帯の場合、下記の表により減免

《条件》

- ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、平成22年の当該収入の10分の3以上であること。
- ②平成22年の保険税に係る所得金額合計額が1,000万円以下であること。
- ③減少する事業収入等に係る所得以外の平成22年の所得の合計額が400万円以下であること。

《減免割合》

平成22年の 所得金額合計額	対象保険税額	減免の割合
300万円以下	当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額に、減少することが見込まれる事業収入等に係る平成22年の所得の合計額を乗じて得た額を、当該世帯の平成22年の所得金額合計額で除して得た額	10分の10
300万円を超え 400万円以下		10分の8
400万円を超え 550万円以下		10分の6
550万円を超え 750万円以下		10分の4
750万円を超え 1,000万円以下		10分の2

備考

- 1 所得金額合計額とは、法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額をいう。
- 2 事業等の廃止及び失業の場合は、前年の所得金額合計額にかかわらず保険税の全部を免除する。
- 3 施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非

自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税の軽減制度の対象となるものについては、まず平成22年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税の軽減を行うこととし、給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

4 非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより所得金額合計額を算定する。

ア 中欄の当該世帯の平成22年の所得金額合計額の算定にあたっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ 左欄の平成22年の所得金額合計額の算定にあたっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の金額を用いること。

(3) 警戒区域等による減免

警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象世帯に係る保険税の全額を免除

(4) 住宅損害による減免

東日本大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯の場合、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額に、次の表の左欄の区分に応じ、同表右欄の割合を乗じて得た額を減免。ただし、長期避難世帯に属する者は、損壊の程度にかかわらず全壊とみなす。

損壊の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊・半壊	10分の5

(5) 主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明による減免

東日本大震災により主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯の場合、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税との差額を減免

(6) 特定避難勧奨地点による減免

特定避難勧奨地点の住居に居住しているため避難を行っている世帯の場合、全額を免除

(7) 減免の期間

① 加入手続きが行われなかったため、平成23年2月以前の保険税の納期限が平成23年3月11日以降に設定されている場合

平成23年3月以降の保険税

② 行方不明者の行方が明らかになった場合

行方が明らかとなった日の属する月の前月までの保険税

- ③ 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に該当する場合

それぞれの指示等があった日等の属する月以降の保険税。ただし、指示等が解除された場合には、市長が別に定める月分までの保険税。

- (8) その他

2以上の減免規定に該当するときは、最も減免の額の大きいものを適用

4 介護保険料の減免

- (1) 死亡等による減免

第1号被保険者又は主たる生計維持者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該第1号被保険者に対する介護保険料の全額を免除

- ①東日本大震災により死亡し又は重篤な疾病を負ったとき。
②東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明であるとき。

- (2) 住宅損害による減免

東日本大震災により第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合、次の表の左欄の区分により当該第1号被保険者に対する介護保険料を減免。ただし、長期避難世帯に属する者については、全壊とみなす。

損壊の程度	減免の割合
全壊	10分の10
大規模半壊・半壊	10分の5

- (3) 収入減による減免

減免申請日を基準として主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を除く。）が平成22年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である場合におけるその世帯の第1号被保険者の介護保険料については、次の区分により減免

平成22年の合計所得金額	対象保険料額	減免の割合
200万円以下であるとき。	第1号保険料額に、第1号被保険者の属する主たる生計維持者の平成22年中における合計所得金額に占める被災により減少した事業収入等に係る平成22年中の所得金額の割合を乗じて得た額	10分の10
200万円を超えるとき。	第1号保険料額に、第1号被保険者の属する主たる生計維持者の平成22年中における合計所得金額に占める被災により減少した事業収入等に係る平成22年中の所得金額の割合を乗じて得た額	10分の8。ただし、第1号被保険者の属する主たる生計維持者が失業し、又は事業を廃止したこと等により、当分の間、収入が見込めない場合は、10分の10

(4) 警戒区域等による減免

第1号被保険者の居住する区域が警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の場合、介護保険料の全額を免除

(5) 特定避難勧奨地点による減免

特定避難勧奨地点の住居に居住しているため避難を行っている場合、全額を免除

(6) 減免の期間

① 主たる生活維持者の行方が明らかになった場合

行方が明らかとなった日の属する月の前月までの介護保険料

② 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に該当する場合

それぞれの指示等があった日等の属する月以降の介護保険料。ただし、指示等が解除された場合には、市長が別に定める月分までの介護保険料。

(7) その他

2以上の減免規定に該当するときは、最も減免の額の大きいものを適用

5 施行日

公布の日

議案第66号 南相馬市災害危険区域に関する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災の津波による被害の著しい区域について災害危険区域を指定するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 災害危険区域の指定

下記に掲げる区域内で市長が指定する区域を災害危険区域に指定する。

区名	区域名（大字）
南相馬市小高区	岡田、大井、塚原、角部内、蛭沢、浦尻、下浦、行津、福岡、村上、井田川
南相馬市鹿島区	南右田、北右田、大内、烏崎、小島田、北海老、南海老、北屋形、南柚木
南相馬市原町区	上渋佐、下渋佐、萱浜、雫、小浜、江井、下江井、小沢、堤谷、泉、北泉、金沢

2 指定の告示

市長は、災害危険区域を指定したときは、その区域を告示する。

※詳細な災害危険区域設定については、土地利用計画や防災集団移転事業とも関連することから、該当する世帯や地域の皆様と協議を行った後に、決定する。

3 指定の効力

災害危険区域の指定は、告示によりその効力を生ずる。

4 建築の制限

災害危険区域内には、居住の用に供する建築物（住宅、寄宿舍、共同住宅）は建築してはならない。

※その他の建築物（事務所、倉庫、納屋）などは建築することができる。

5 施行日

公布の日

議案第67号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1. 取得の目的 | 児童、生徒等が通学する道路等の安全・安心の確保 |
| 2. 取得する動産及び数量 | ハンディサーベイメータ 120個 |
| 3. 取得金額 | 29,395,800円 |
| 4. 取得の方法 | 指名競争入札による買入れ |
| 5. 取得の相手方 | 南相馬市原町区錦町一丁目154番地
ダイコー株式会社 |

報告第8号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成23年7月25日専決】

- (1) 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県公安委員会

委員長 高瀬 淳

- (2) 損害賠償の額

540,750円

- (3) 損害賠償の理由及び和解の内容

平成23年4月23日午前10時35分頃、相馬市日下石字一北田地内を公用車で走行中、不注意で脇見運転をしたため、道路左側の信号機に接触し相手方に損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。